



埼玉県報

号外第24号
令和4年(2022年)
6月15日
水曜日

目次

告示

- 参議院埼玉県選出議員選挙における選挙時登録の登録基準日等（選挙管理委員会）
- 参議院埼玉県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県選管告示第四十号

令和四年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日及び登録日は次のとおりである。

令和四年六月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 登録基準日 令和四年六月二十一日

（ただし、年齢については令和四年七月十日）

二 登録日 令和四年六月二十一日

告 示

埼玉県選管告示第四十一号

令和四年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、六月二十二日とする。

令和四年六月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文